

DATAAR

FRANCE WELCOMES INVESTORS.

No.92
MAR.-MAY2000Invest in France  Network

Message from H.E.Mr.Maurice GOURDAULT-MONTAGNE, French Ambassador to Japan

駐日フランス大使モーリス・グールドー・モンターニュからのメッセージ

フランスは、最も魅力的な投資先のひとつです。米国による対ヨーロッパ累積直接投資額は第1位であり、日本からの投資先としてはイギリスに次いで第2位です。

外国企業は現在フランスの工業労働力の26パーセントを雇用してヨーロッパでも最も高い比率を示し、投資額でも33パーセント、輸出額でも36パーセントを占めています。

日本企業はすでにフランスの製造業で3万2000名以上の雇用を創出してきました。

トヨタ自動車が「ヤリス」の製造拠点に北仏ヴァランシエンヌを選んだことは、一流多国籍企業にとってのユーロ圏内国フランスの魅力を示しています。

短期的には、わが国より低い税額や労賃を提供できる国も近隣国にあるかもしれませんが、しかし長期的には、また特に情報通信・航空宇宙・バイオテクノロジー・ソフトウェア開発などの付加価値の高い活動、先端技術のR&D活動にとっては、フランスの経済環境が誇る強力な基礎条件が考慮されるべきでしょう。

日本企業はまた、しばしば生産高の70%を超える輸出率により、フランスの貿易黒字に大きく貢献しています。経営技術面のノウハウも、在仏日本企業から移転されています。

自動車部品・携帯電話・メカトロニクス・化粧品など多彩な分野における最近の投資決定は、ヨーロッパ市場に参入する戦略拠点としてフランスを選んだ日本企業の競争力を強めています。



対仏投資日系企業クラブ会合、駐日フランス大使公邸にて

フランス経済の健全なファンダメンタルズ、21世紀の展望、ユーロ圏での長期的な底力が、世界最大の経済共同体EUへのゲートウェイとしてフランスを選ぼうとする多国籍投資企業、特に日本企業の確信を、ますます深めています。

France ranks as one of the most attractive countries for inward investment. It is the No.1 European destination for cumulative U.S. direct investment and second to Britain for investment from Japan.

Foreign companies currently employ 26 percent of the French industrial workforce, the highest ratio in Europe, 33% of investment and 36% of exports. Japanese corporations have already created over 32,000 jobs in France in the manufacturing sector.

Toyota Motors' decision to choose Valenciennes in northern France for manufacturing the Yaris vehicle is an outstanding illustration of the attractiveness of France within the euro zone for leading multinational corporations.

On a short-term basis, some neighboring countries may offer lower tax packages or labor rates. In the long run, however, one should consider the strong fundamentals of the French economic environment, particularly for highvalue-added activities and R&D in such cutting-edge technologies as telecommunications, aerospace, biotechnology and software development.

Japanese companies also contribute significantly to France's trade surplus, with an export ratio that often exceeds 70 percent of turnover. Management and technological knowhow is also transferred through Japanese firms in France.

Recent investment decisions in a variety of sectors, such as automotive equipment, mobile telephones, mecatronics and cosmetics, reinforce the competitiveness of the Japanese corporations that have chosen France as their strategic location to access the European market.

The sound fundamentals of the French economy, its prospects for 2000 and its long-term underlying strengths within the euro zone are increasingly convincing multinational investors, Japanese in particular, to choose France as their gateway to the EU, the world's largest economic entity.



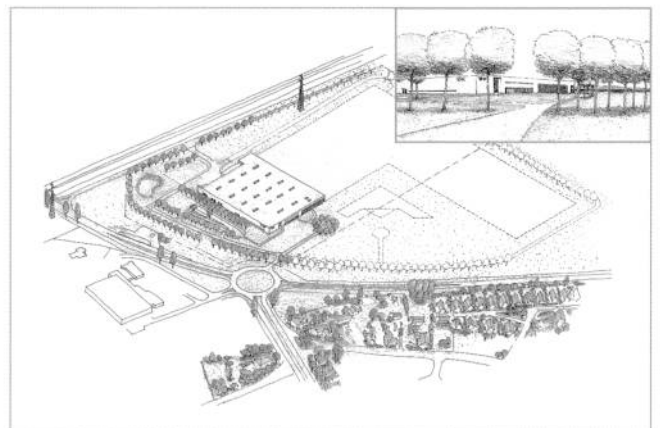
THK establishes a manufacturing subsidiary in Alsace

THK株式会社がアルザス地方に進出

メカトロニクス業界のリーディングカンパニーTHK株式会社がアルザス地方、エンジスハイムへの進出を決定しました。欧州製造拠点として生産子会社が設立され、精密工作機械、ロボット、半導体メーカー向けのLMガイド(直動システム)が生産されます。

進出先には欧州での主要顧客であるドイツの工作機械メーカーに近いアルザス地方が選定されました。欧州での現地生産により納期短縮や輸送コスト削減が実現する他、需要家の要望によりきめ細かく対応する供給体制が整えられます。現地生産の開始に合わせ、同社では欧州営業拠点の拡充も計画しており、海外市場の拡大を目指します。

10万平方メートルの用地に延べ床面積1万平方メートル規模で建設される新工場は、本年7月に着工、2001年春に操業開始予定です。



完成予想図

Investment Environment in Loiret

ロワレ県の投資環境

立地

ロワレ県はパリを120キロほど南下したところに立地します。パリ市内オーステルリッツ駅から電車で60分[毎日60本が発着]、車ではパリから広い高速道路A10(EUの主要ハイウェイ)で90分、シャルルドゴール空港からも90分、オルリー空港までは40分で到着します。近年、土地価格と賃金の低さから県外の企業の立地が増加している地域です。



ジュリー城

人口は約560,000人、41の市によって構成されています。ジャンヌダルクが15世紀の100年戦争を勝利に導いた地オルレアンを県庁所在地とします。人口250,000人を擁する同市はパリ周辺の地域の中では最大都市であるため社会生活基盤が充実しています。温暖な気候をもたらす、県央を横切るロワール河の両岸には40以上の古城が点在し、狩猟の森としても有名なソローニユの森と共にフランスでも有数の観光地でもあります。

産業構造

パリから1時間の綺麗な地域は、あまりにも便利なため、第二次世界大戦の時にノルマンディーに上陸した連合軍がオルレアンに兵站の基地を築きました。そして、多くの米国の兵士将校達が母国に帰った後、彼らはBM、3M、ジョンディア、ロッキウエル、オーティスエレベーター等の企業として戻り、その数は32社を数え、まだ増加しています。英国の企業もすでに8社、スイス、ドイツ各国の企業がヨーロッパの主要拠点として生産、研究開発などに従事しています。

このため、ロワレ県の就業人口の35%以上が外資系企業に勤務しています。日本企業も現在11社・12件(別掲)がロワレ県で操業中です。

また、別名コスメティックバレーとも呼ばれるほど、クリスチャンディオール、ロレアル、資生堂など内外の主要化粧品会社が本社工場を構えています。最近日本にも進出したセフォラもロワレ県が本社です。更に、医薬品会社ではサンド、3M、メルク、パークデービスなど世界でも有数の企業群がすでに活動しています。



米国大手製薬会社パークデービス社

他の業種は、食品、電気・電子製品、部品(トムソン、アルカテル、シレ、レックスマーク)、自動車部品(バレオ、ルノー、ハッチンソン等)など近代的先端技術を備えた企業が立地し、急速に増加しています。パリの南郊外からロワレ県の北部に至るまでの地域は、日本の京浜、京阪神工業地帯に匹敵するほどの中小下請企業群が立地し、産業活動を支えています。

教育と研究開発

幾つかの国立研究所に加え、創立以来700年のオルレアン大学が18,000人の学生を擁し、電子工学、コンピュータサイエンスの分野ではフランスでも有数の技術者と研究者を輩出しています。このためフランスの全国平均よりも多い熟練技術者の数を誇ると同時に、外国語学部では日本語のクラスもあり、多くのフランス人の学生が履修しています。

市内商工会議所ビル内には、児童に日本語を教える補習校があり、フランス人にも開放されています。

生活とレジャー

ロワール河、大規模な国立森林公園などの自然に加え、150面のテニスコート、市内からそれぞれ15分の距離にある5箇所のゴルフコースは現地に駐在の日本企業の皆様にも楽しんでいただいています。市内の目抜きショッピング街もパリ周辺の地域の中では最大規模を誇っています。

ADEL ロワレ県経済開発協会

ADEL [アデル]は、ロワレ県議会、同商工会議所、同経営者連盟、オルレアン市経済開発局及び同市テクノポリス協議会、県内銀行によって構成される非営利団体で、県内経済開発と雇用創出を目的とし、その主な活動は県外からの1) 企業誘致、2) 進出企業に対する各種優遇策の供与及び取得の援助、3) 県内企業の立地後の種々なアフターケアを行っております。特に、立地した企業が抱える諸問題の解決に適切な援助と便宜を計ることによって外資系企業の皆様に評価されています。

ロワレ県内の日本企業(株式会社省略)

本田技研	汎用モーターの製販
森 精機	サービスセンター
日立製作所	大型コンピュータ用メモリーディスクの製販
日本特殊陶業	スパークプラグの製販
資生堂	化粧品の製販
小森印刷機械	印刷機械の製販
イノアックコーポレーション	香水びんの製販
住友ゴム工業	マットレスの製販
住友化学工業・日産化学	農業の研究開発
ディスコ	半導体切削装置の販売
応用地質	計測機器の製販

フランス・ロワレ県駐日代表部(DML & Associates, Ltd.内)

〒106-0032 東京都港区六本木5-13-6麻布CMSビル

tel: 03-3589-0571 fax: 03-3587-0856

駐日代表: 中島一彰

Protecting a Japanese Company & Trademarks in France and Europe at Large

日本企業の商標をフランス及びヨーロッパ全域で保護するに当たっての留意点

スペインのアリカンテに所在する共同体商標庁(略称:OHIM。以下「欧州商標庁」1)という。)が発表した統計によれば、フランスは1996年から1998年にかけて5632件の共同体商標登録を出願しています(因みに「欧州商標庁」は1996年4月に開設されました。)

同じ1996年から1998年にかけての期間に、日本は2906件、米国は28,540件の共同体商標登録を出願しています(「欧州商標庁発行」の1998年度年次報告書フランス語版の48ページと50ページ御参照。)

1996年から1999年までの期間について国別の内訳をみると、フランスが共同体登録商標の5.75%、ドイツが16.32%、日本が2.37%、米国が27.46%をそれぞれ占めています。

このような状況下で、日本企業に対し、フランスやヨーロッパ全域において自社の商標をいかに保護するべきかについて解説(第一部)し、かつ、フランスの商標法と商標手続に関する若干の特殊性について説明する(第二部)ことは誠に時宜をえたものといえます。

「フランス及びヨーロッパ全域において日本企業の商標をいかにして保護するべきか」

日本企業が自社の商標をフランスで保護するには、現在次の3つの方法があります。

- フランスの国内において商標登録を出願する。
- 欧州共同体の商標登録を出願する。
- (マドリッド協定及び議定書に基づく)国際商標登録を出願する。

注 1.) スペインのアリカンテにある欧州商標庁は、今後の法制度の整備を前提として「欧州共同体の実用新案権 意匠権及び特許権」についても管轄権を有することになっていますが、これに対してドイツのミュンヘンにあるヨーロッパ特許庁はいわゆる「共同体特許」につき独占的な管轄権を有しています。

2.) 本書でヨーロッパというのは、「共同市場」ともいわれる欧州連合・共同体を基本的に指しており、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリスの15カ国を含んでいます。

いずれの場合も、所轄商標登録機関に申し立て登録することが前提となります。フランスも、ヨーロッパの法律も、日本と同様「先願主義」をとっており、米国で用いられている「使用主義」を殆ど採用していません。

1. フランスにおける商標登録出願

フランスにおける商標登録の出願は、フランスの商標登録機関、すなわちパリにある工業所有権庁 (INPI) に対して行います。

出願は、当該企業が直接行うこともできますがフランスの弁護士や、CIP (弁護士) とよばれるフランスの商標登録代理人を通して行う方が望ましいと思われれます。

出願後フランスの商標として登録されると、商標は10年間保護されます。その後、10年間毎に適宜に更新手続きを行う必要があります。

2. 共同体商標の登録出願

共同体商標の登録は、アリカンテ (スペイン) の欧州商標庁に直接に、あるいはフランスの商標登録機関を通じて、あるいは他のEC域内国の商標登録機関を通じて出願します。

出願は、企業 (より正確には自然人または法人を意味する) であって、

a) EU域内国を本国とする者、または

b) その他の次の条件を満たす国、すなわち

● (知的財産権保護のための1883年の) パリ条約の締約国、または

● 世界貿易機構 (WTO) の加盟国、または

● 相互主義の受容国 (この点で台湾は資格を認められています。1996年11月9日付欧州連合公報3ページ(御参照))

を本国とする者が、直接に行うことができます。

また、その他の国の者でも、商工業の事業所をEU内に実際に有している者又はパリ条約の締約国の者であれば、出願できます。

日本企業が直接に出願するかわりに専門職の代理人を任命してECの商標登録を出願することもできます。実際、単なる出願を超えた問題が生じた場合、必ず専門職の代理人が必要になります。

日本企業は包括的ないし非包括的な委任状を専門職の代理人に与えることになり、同専門職の代理人は当該委任状を欧州商標庁に適時に提出することとなります。

この専門職の代理人とは、欧州商標庁に個別に登録された者か、あるいはEU域内国の弁護士であって当該国の弁護士会規則が商標登録につき代理権を容認している場合でなければなりません。

この点で、フランスの弁護士は、欧州共同体商標の出願代理業務を行うことが容認されています。

より詳しくは、1993年12月20日付欧州評議会規則40/94の第5条、第88条及び第89条をご参照ください。

この欧州評議会規則40/94の第29条から33条の規定により、共同体商標の登録出願者は、パリ条約の締約国もしくは世界貿易機構の加盟国で先行出願をした後6ヶ月以内、または公的に認められた国際的な展示会に商品 (若しくは役務) が最初に展示された日から6ヶ月以内であれば、優先権を主張することができます。

共同体商標を登録すると10年間保護され、この保護はその後10年間毎に更新することができます。

ここで問題になってくるのが、フランスの商標登録だけを出願する (状況により他の一國又は数ヶ国のEU加盟国で出願してこれを補うことになる) 場合の利益とリスクと、登録されればEU全域にただちに保護が及ぶ共同体商標登録出願を一件のみ行う場合の利益とリスクの各比較です。

専ら共同体商標登録出願のみを行う方式は、商標登録出願をフランスで行い、その後ドイツに出願し、さらにイギリスでも出願する—といった方式と比べて、事務手続上の利点があります。その利点とは、出願コストがより安く、更新手続についても数次に亘って行う必要はなく一回ですませる余地がある点です。

但し、こうした事務手続上の利点はありますが、共同体商標登録には、ひとつ重要なリスクが伴うことを忘れてはなりません。すなわちフランスで商標登録を得た場合にはそれが訴訟手続により取消されても登録名義人はフランス国内においてのみ保護を失うのであって、他のヨーロッパ諸国においては有効な商標権を保持できますが、これに反して一つの共同体商標登録が取消された場合、登録名義人は商標関連の一切の保護をEU全域において一挙に失ってしまうことになるからです。

したがって、日本企業は、共同体商標登録出願を一件だけ行うのか、数ヶ国で国内登録出願するのかを決める前に、ヨーロッパ全域における自社の商標権の法的な効力の強弱や自社のマーケティング目標や能力について、検討を加えておく必要があります。

先願による異議申立は、フランスの商標登録機関にも、欧州商標庁にもなすことができます (この異議申立手続についてはこの解説で深く立ち入りませんが、共同体商標の登録出願者は当該出願をフランスにおける登録出願及び/又は場合によってはその他の国での登録出願に変更しうることだけ申上げておきます)。

3. 国際商標登録を出願する (1891年マドリッド協定と1989年議定書)

1891年マドリッド協定によれば、このマドリッド協定締約国の国内商標登録機関で商標を正式に登録したら、その登録名義人は、当該国内商標庁にいわゆる国際登録の出願をジュネーブに所在する世界知的財産権機関 (WIPO) に回付してくれるように、請求することができます。その出願書類には、そ

の登録権利者が自己の商標の登録を希望するその他のマドリッド協定締約国の国名を指定しなければなりません。

国際商標登録の出願人には指定した全ての国における優先権が与えられます。但し、もともとなる商標登録出願日から6ヶ月以内に出願人がWIPOに出願することを前提としています。この場合国際商標の登録はもともとなる国内商標と同じ日に登録されたものと見なされます。

出願人は、指定国の国内商標登録機関から商標登録につき異議が出れば、これに弁駁することとなります。指名国の国内商標庁から何の異議も出なければ、国際商標は当該指定国内において国内商標と同様に登録されることとなります。

国際商標は、登録名義人の任意の選択により10年間または20年間のあいだ保護されることとなり、当該保護はその後更新しうることとなっています。

もともとなる国内商標が当初5年間のあいだに取消されると、国際商標登録も取消されます。しかしこの当初5年間を超えると、その後はもともとなる国内商標が取消されても国際商標登録の効力に影響することはありません。日本はマドリッド協定の締約国ではありません。しかし (1989年) マドリッド議定書については2000年3月14日に当事国となっています。

1989年マドリッド議定書と1891年マドリッド協定との相違点は、基本的に次の通りです。

● 国際登録の出願人は、(商標が正式登録されていなくても) 商標登録を出願してさえすれば、自己の出願を行うことができます。

● もともとなる国内商標が無効になったため国際商標登録が取消された場合も、これを国内出願に変更することができます。

日本は、マドリッド議定書に従い日本国内で国際商標を登録しようとする外国企業に日本の商標登録機関が拒絶査定を通知する期限は、18ヶ月であるとしています。

国際商標の登録出願にも、やはり共同体商標と同じく、利点と欠点を考えてみる必要があります。強調すべき利点は、優先権です。しかし、はじめて海外での貿易を行おうとする、日本国内の商標登録機関に商標登録を出願したばかりの「新参」日本企業の場合、自社が取引をしたい国で国内商標を直接に登録するほうが、国際商標登録の出願手続を踏んでいくのと比べて、今のところは、当該国で商標登録を行い保護をうける早道になるかもしれません。最後に注意したいのは、フランスはマドリッド協定とマドリッド議定書の締約国であること、又EUも、マドリッド議定書による国際的な登録制度と共同体商標とを関係づける規則づくりを検討しつつあるということです。

インターネットのドメインネームに関するフランス商標法の最近の動向

フランス国内の登録商標の所有者について同所有者の有する先願権を理由として (あるいはフランスで事業を有する会社について同社の会社名又は商号の無許諾の使用を理由として) フランス国内でのドメインネームの使用を禁止する趣旨の暫定的ないし最終的な救済手段を与える数多くの判決が、ここ数年間に下されています。このような判例は、インターネット上で名前を冒用されているフランスの一部の市町村にも、利益をもたらしました。そうした判例動向を示す一例として、以下に引用する、パリ地方裁判所所長の1999年4月17日付の命令 (ラジオフランスとCF氏との間の争訟) があげられます。

「商標を正式に出願し、登録を得た (原告) 企業が提供するサービスに類似したサービスを提供するべく、正式に出願し且つ登録された商標に類似したドメインネームを他の者が無許可で使用することは (中略)、公衆のあいだに混同を生じる恐れがあり、商標権を侵害するものと見なさなければならぬ。」

II フランスの商標法と商標手続の若干の特殊性

フランスは、1988年12月21日付EU指令に従い、1991年1月4日に新しい商標法を通過させました。

その結果、フランスの商標法の規定 (現在は「フランス知的財産法」の一部) は、他のEU諸国の現行規定と極めて類似したものになりました。

特に、フランスは、最初に登録した者が、他の者が二次登録を得た場合に、当該二次登録から5年間の期限内に異議を申立てなければ、フランス国内で全く同一の商標が共存できるという宥恕制度を、1991年に採用しました (フランス知的財産法第716-5条)。

しかし、フランスの商標法にはまだいくつかの特殊性を保持しています。ここでは、こうした特殊性のなかから手続に関係した二つの特殊性についてご紹介しますが、こうした特別な手続上の特殊性はフランスの特許権・意匠権・著作権・ソフトウェアにも当てはまる場合があります。

フランスの商標法と同手続の第1の特殊性

— 原告は民事裁判か刑事裁判かを選択できる

フランスの法律では、商標権の侵害を訴える原告は、民事裁判とするか刑事裁判とするかを選択することができます。

その理由は、商標権侵害は、フランス知的財産法の第716-9条以下により、禁固2年と罰金100万フランを課される犯罪として訴追できるからです。

原告が刑事裁判を選ぶと、検事が裁判所に起訴する当事者になります。しかし原告は刑事裁判でも権利の保護を求めることができ、商標侵害の損害賠償請求及び/又は侵害の差止め判決を得られます。

フランスの有名宝飾店カルティエは民事裁判より刑事裁判を好むことで知られてきました。それは刑事裁判のほうが早く判決が出るとされており、また訴

追や刑事判決の方がマスコミによくとりあげられる余地があり、被告は侵害行為をこれまで以上に強気に継続できなくなる可能性があるからです。

フランスの商標法と手続の第2の特殊性

原告は本案審理に入る前に、各種の仮処分又は暫定的措置を求めることができる。フランスの裁判官は、一切の本案審理に先だて、暫定的な措置、特に商標の使用の差止めや、権利侵害製品とされる商品の在庫の全部もしくは一部の差押を命じることができず。

第一タイプの暫定的措置—商品の仮差押

フランス知的所有権法第716-7条によれば、フランス国内での登録商標の所有者又は独占的ライセンス（商標登録出願中の者も含む）は、本訴に先だて、自らの商標権（又は商標登録出願中の権利）を侵害しているとみなされるフランス国内の商品（又は役務）の全部もしくは一部の差押命令を得るべく、フランスの裁判官に申立を行うことができます。

また（時には鑑定人の協力の下に）侵害物件の特定に関する情報、数量、仕入先、所在地等の侵害製品に関する限り詳細な情報を得るべく裁判官の命令の申請をすることもできます。フランスの執行官（法廷執行吏 *huissier de justice* とよばれています）がこの命令を執行することとなり、執行官は侵害者の会計帳簿や売買に関する請求書を閲覧する権限を有しています。

フランスの裁判官が命じる上記の措置は、「知的所有権侵害に基づく差押え」と呼ばれています。

これらの措置は、本訴提起に先立ち求められるもので、一方的に（相手方欠席のまま）決められます。しかしその効力を保持するには、商標所有者（又は独占的ライセンス若しくは商標登録出願人）は、裁判所命令がでてから15日以内に本訴を提起する必要があります。

裁判官は、差し押え命令を出すに当たって、申立人が相手方に責任を負担すべき場合に備えて、申立人が銀行保証その他の保証を差出すよう求めて命令を出す条件とすることもできます。

被告には、暫定的裁判所命令の修正や取消しを求めて、審理を受ける権利があります。しかし、実際上は、上記の暫定的措置が非常な効果を発揮する場合があります。

フランス知的所有権法第716-8条により、フランス国内での登録商標の所有者（又は独占的ライセンス）は、（トランジット貨物について）同様の差押え措置をフランスの税関当局に求めることができます。

第2タイプの暫定的措置—商標の使用差止め

フランス知的所有権法第716-6条によれば、本案の権利侵害訴訟を侵害者を相手とて提起したフランス国内の商標登録名義人（そして場合によって独占的ライセンス）は、さらなる略式裁判手続に基づき、本案判決が下るまで、被告が侵害行為を継続することを禁止する暫定的差止め命令を申請することができます。

フランスの裁判官が下すこの暫定的差止め命令は、禁止の緊急命令（*référé-interdiction*）と呼ばれています。このような暫定的差止め命令は、裁判官が勝訴の見込みのあると考え且つ適時に訴提起されたと判断されることが条件になっています。即ち、原告が訴提起に時間を費やしすぎた場合、裁判官は当該命令を出すことを拒むこととなります（パリでは通常、原告は最初の侵害行為から3ヶ月以内に訴提起すべきであると考えられています）。また裁判官は、本案判決が出るまで自社事業を続ける権利を被告に認めるかわりに、被告が原告に責任を負担すべき場合に備えて銀行保証その他の保証を被告に差出すように条件を付けることもあります。

結論

商標は重要な事業資産であり、日本企業はこれをヨーロッパで確実に保護するようにつとめ、しかるべき時と場合には訴訟も検討できるようにしておく必要があります。

この記事は法的なアドバイスではなく、あくまで一般的な解説に留まります。本書はパリ弁護士会・カリフォルニア州弁護士会所属の弁護士でマンテル・ボシュベール法律事務所の創立パートナーでもあるエメ・マンテル氏により、2000年3月に執筆されました。

同事務所の連絡先

66, avenue Kleber - 75116 Paris, France
電話33-1-47-27-65-06, FAX33-1-47-27-65-07,
Email: mblaw@easynet.fr

マンテル氏は、1977年以来、日本企業の法律相談にのっています。同法律事務所は、主として企業買収・商法・各種規制問題・知的所有権・電子商取引・技術関係法規を取扱っています。同法律事務所は、東京所在の赤坂国際法律会計事務所（電話：03-5472-4488, FAX: 03-5472-4491, 創立パートナー：弁護士角田昌彦）をパリ弁護士会よりエゾノオフィスとして正式に登録しています。

参考書

Le nouveau droit français des marques (新しいフランス商標法)、Paul Mathely著 (Editeurs de JNA Paris 1994年)

La Marque Communautaire (EU商標法)、Eric Gastinel著 (LGDJ, Paris 1998年)

Blackstone's Guide to the Community Trade Mark (EU商標法案内)、Ruth Annand 及び Helen Norman 著 (London, 1998年)

Internet & Commerce Electronique (インターネットと電子商取引)、Lionel Bocharberg 著 (Encyclopedie Delmas, Paris 1999年)

SPOT NEWS

「フランスにおける研究活動と情報技術」セミナー開催のお知らせ

フランス大使館ダタールは日本貿易振興会（ジェトロ）、およびインヴェスト・イン・フランス・ミッションとの共催によりセミナーを開催し、今日のフランスにおける情報技術（IT）産業の投資環境、研究活動の環境についてご紹介します。ディティエ・ロンバルド外国投資誘致移動大使によるフランスのIT産業についての導入スピーチを始め、日本企業によるフランスでの研究活動のご経験についての証言、法律・税制のスペシャリストによるベンチャービジネスへの投資に関するアドバイス、R&D税額控除制度についての説明などを予定しています。

日 時：平成12年5月18日（木）午後2時より4時30分
場 所：ジェトロ・ビジネス・サポートセンター
（東京都港区赤坂2-7-22 赤坂ツインタワー本館2階）

参加費：無料
参加者定員：100名
同時通訳付。

詳細についてのお問い合わせはダタール東京事務所長嶋へお願いします。

ビジネスショー2000 ／第8回海外投資フェア フランスブース出展のお知らせ

アジア最大の事務・情報・通信に関する総合展示会ビジネスショー2000中で開催される第8回ジェトロ海外投資フェア（海外投資博）にフランスブースを出展、各地方の投資環境についてご紹介します。また会場では、併せて海外投資セミナーも開催されます。

第8回ジェトロ海外投資フェア

開催日：平成12年5月23日（火）から
26日（金）午前10時から午後5時まで

場 所：東京ビッグサイト
（有明・東京国際展示場、東展示場）

尚、5月23日・24日両日は招待日のため入場には招待券が必要です。
招待券ご希望の方、詳細についてのお問い合わせはダタール東京事務所長嶋まで。

英仏クロスチャンネル地方第一回セミナー 「自動車産業並びに部品など関連産業」 ノール・パド・カレ開発局 (Nord-Pas de Calais) 並びにLocate in Kent共催セミナーのお知らせ

来る5月25日（木）、アーク森ビルアカデミーホールにおいてノール・パド・カレ開発局並びにLocate in Kent共催のセミナーが開催されます。英仏両大使館を迎え、北フランス、英国ケント州での自動車産業並びに関連産業への直接投資をテーマにセミナー、カクテルパーティーを行います。

参加費は無料。日・英同時通訳付。

詳細についてのお問い合わせ先：株式会社フォルマ内
英仏クロスチャンネル地方第一回セミナー東京事務局
北川尾崎
tel. 03-5570-4359 / fax. 03-5570-6296

※担当者、住所など、ダタールニュースレター送付先変更の場合は、下記東京事務所・長嶋までFAXにてご連絡下さい。

Agence de la DATAR pour l'Asie / Ambassade de France au Japon フランス大使館 フランス産業開発局

DATAR

東京 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-20-13 花園公園ビル
TEL 03(3355)5900 FAX 03(3355)5930 E-mail: datartok@gol.com
大阪 〒540-6010 大阪府大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー10階 フランス総領事館内
TEL 06(4790)1537 FAX 06(4790)1538 E-mail: datarosk@gol.com
名古屋 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-5-17 白川ビル東館7階
フランス大使館 経済商務部 名古屋支部内
TEL 052(222)1830 FAX 052(222)1831